

# 「NET de MEET」多地点テレビ会議接続サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条(約款の適用)

当社は、多地点テレビ会議接続サービス契約約款を定め、これにより多地点テレビ会議接続サービスを提供します。

### 第2条(約款の変更)

当社は、予告なくこの約款を変更する事があります。約款が変更された後の多地点テレビ会議接続サービスに掛かる料金やその他の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

多地点テレビ会議接続サービスとは？

テレビ会議システムを多地点間で接続するサービスならびにこれに付随するサービス。

多地点テレビ会議接続サービスシステムデータセンターとは？

当社が多地点テレビ会議接続サービスを行うための、通信設備並びに通信網を配置している場所を示します。

テレビ会議利用端末とは？

テレビ会議利用端末は、当社が提供するクライアント用ソフトウェア「VisualNexusEndpoint」の他に、一般的なセットトップタイプのH.323 準拠のテレビ会議専用端末を示します。

### 第4条(サービスの適用範囲)

お客様のテレビ会議利用端末と、当社が多地点テレビ会議接続サービスシステムデータセンターとの接続は、お客様の責任と費用負担において行うものとし、当社は、他事業者の回線を経由して当社が多地点テレビ会議システムデータセンターに接続されたテレビ会議利用端末に対し、多地点テレビ会議接続サービスを提供するものとし、

### 第5条(サービスの利用条件)

多地点テレビ会議接続サービスの利用にあたっては、お客様の責任と費用負担において、当社が別に指定する利用端末を使用するものとし、当社はその利用端末について一切責任を負わないものとします。但し、当社が提供するクライアント用ソフトウェア「VisualNexusEndpoint」については、その限りではない。

### 第6条(サービスの利用方法)

多地点テレビ会議接続サービスの利用は、この約款に規定するほか、当社が別に定める方法・手段によるものとし、

## 第2章 申し込みと解約

### 第7条(申し込み)

当社は、当社所定の書面に必要事項を記載のうえ当社に申し込み、当社が申し込みを承諾した場合に、サービスを利用できるように登録します。

### 第8条(解約)

解約を希望する60日前迄に、当社所定の書面に必要事項を記載の上、提出するものとします

### 第9条(最低利用期間)

多地点テレビ会議接続サービスの最低利用期間は、提供を開始した日を起算開始日として6ヶ月とします。

当社は、前項の最低利用期間内に解約または利用内容の変更の申し出があった場合には、当社が定める期日までに、残余期間に相当する利用額をお支払いいただきます。

## 第3章 サービスの種類

### 第10条(サービスの種類)

当社が提供する多地点テレビ会議接続サービスの種類は、別表のとおりとします。

## 第4章 料金

### 第11条(料金)

当社が提供する多地点テレビ会議接続サービスの料金は、別表のとおりとします。

### 第12条(料金の支払い)

お客様は、毎月、当社所定の日までの料金を、当社所定の方法により支払うものとします。  
前項の規定にかかわらず、当社が必要と認める時は、お客様は、随時料金を支払うものとします。

## 第5章 責任

### 第13条(アカウント管理責任)

当社がお客様に付与したアカウント情報は、お客様が責任を持って管理するものとし、アカウントが悪用された場合、お客様が一切の責任を負うものいたします。

### 第14条(利用責任)

多地点テレビ会議接続サービスの利用に関して、第三者に損害が発生した場合は、お客様が一切の責任を負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第15条(損害賠償の範囲)

多地点テレビ会議接続サービスに基づく、サービスの利用については当社の責に帰すべき事由により、当社が多地点テレビ会議接続サービスを提供せず、お客様に損害が発生した場合、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、お客様の損害を賠償します。

2 前項の場合、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以降にその状態が連続した時間について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対する利用料金を発生した損害額とみなし、その額に限って賠償します。

#### 第16条(免責)

当社は、前条の場合を除き、多地点テレビ会議接続サービスの利用に関して、利用者に損害(その原因の如可を問いません)が生じても、一切責任を負わないものとします。

### 第6章 利用の制限および停止

#### 第17条(利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは、発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは、救済、交通、通信もしくは電力供給の確保または、秩序の維持に必要な通信その他の、公共の利益の為に緊急を要する通信を優先的に行うため、多地点テレビ会議接続サービスの利用を制限する場合があります、この場合は、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第18条(利用停止および契約の解除)

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、多地点テレビ会議接続サービスの利用を停止することができ契約を解除することができます。

- (1) 支払期日に、当社に対する多地点テレビ会議接続サービスに係る債務の履行を行わないとき。
- (2) 法令違反その他の公序良俗に反する態様において、多地点テレビ会議接続サービスを利用したとき。
- (3) 多地点テレビ会議接続サービスに重大な支障を与える態様においてサービスを利用したとき。
- (4) その他、多地点テレビ会議接続サービスの利用が不相当であると当社が判断したとき。

### 第7章 雑則

#### 第19条(障害の発生)

当社が提供する多地点テレビ会議接続サービス設備について、障害が発生した場合、お客様は直ちに当社に通知するものとし、通知がない場合は、障害はなかったものとします。

2 前項の通知があった場合、当社は、当社の修理基準に従って、修理または復旧するものとします。

#### 第20条(通知の義務)

お客様は、その氏名もしくは名称、または住所について、変更があった場合は、すみやかに当社所

定の方法により通知するものとします。

2 前項の通知がないために、当社からお客様への通知等が不到達になった場合、通常到達すると考えられるときに到達したものとみなします。

#### 第21条(権利譲渡の禁止)

お客様は、本約款および本約款に基づく契約に基づき取得した権利について、譲渡、賃貸、担保提供等一切の処分を行うことはできないものとします。

#### 第22条(合意管轄)

お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とするものいたします。

#### 第23条(協議)

本約款に定めない事項については、お客様と当社の協議によって決するものいたします。

株式会社アールネットコミュニケーション